

令和 7 年 度 全 国 高 等 学 校 総 合 体 育 大 会
第 75 回 全 国 高 等 学 校 ス キ ー 大 会
高 体 連 マ ー ク 等 取 扱 い 規 程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、令和 7 年度全国高等学校総合体育大会第 75 回全国高等学校スキー大会（以下、「大会」という。）において、全国高等学校総合体育大会開催基準要項第 16 項（6）に定める高体連マーク等を使用する場合の取扱いに関し、全国高等学校体育連盟「マーク」委員会規程及び全国高等学校体育連盟「マーク」使用規程に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(高体連マーク等の定義)

第 2 条 この規程において、高体連マーク等とは次の各号に掲げるものをいう。

(1) 高体連マーク

(2) 大会名称

ア 「令和 7 年度全国高等学校総合体育大会第 75 回全国高等学校スキー大会」

イ 「令和 7 年度全国高校総体冬季大会」、「令和 7 年度冬季インターハイ」

(3) 大会スローガン

令和 7 年度全国高等学校総合体育大会第 75 回全国高等学校スキー大会開催地実行委員会（以下「委員会」という。）が定めたもの。

(4) 大会シンボルマーク

委員会が定めたもの。

(使用承認申請)

第 3 条 高体連マーク等を使用しようとする者は、高体連マーク等使用承認申請書（様式第 1 号）を、申請者の所在する委員会会長（以下「会長」という。）に提出し、その承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる機関及び団体が、広報及び報道の目的に使用する場合並びに関係機関・団体等が無償で交付する記念品類等に使用する場合は、この限りでない。

(1) 委員会

(2) 開催地高等学校体育連盟

(3) 開催地スポーツ協会

(4) 開催地関係競技団体

(5) 地方公共団体

(6) 報道機関

(7) その他、公的機関に準ずる機関で会長が認めるもの

2 前項に規定する申請書の提出は、申請者の所在する市町村に会場地委員会が設置されている場合は、当該会場地委員会を経由して行わなければならない。

- 3 高体連マーク等を販売に供される物品等に使用する場合及び商業宣伝のために広告類等に使用
する場合は別途、全国高等学校体育連盟に申請書を提出し、その承認を得なければならない。

(承認基準)

第4条 高体連マーク等の使用に当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 高体連マーク等の尊厳を傷つけないこと。
- (2) 公序良俗に反して使用しないこと。
- (3) 高体連マーク等の使用は、良識をもって使用しなければならないこと。

(承認書の交付)

第5条 会長は、第3条第1項に定める高体連マーク等使用承認申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものに対して高体連マーク等使用承認書（様式第2号）を交付する。

(見本の提出)

第6条 申請者は、高体連マーク等使用承認書の交付を受けたときは、商品見本2部を会長に提出しなければならない。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができる。

(承認事項の変更)

第7条 高体連マーク等使用承認申請書の交付を受けた者が、承認事項について変更しようとするときは、あらかじめ、高体連マーク等使用事項変更承認申請書（様式第3号）を会長に提出し、その承認を得なければならない。

(変更承認書の交付)

第8条 会長は、申請者から前条に定める使用事項変更の申請があったときは、その変更事項について審査し、適当と認めたものに対して高体連マーク等使用事項変更承認書（様式第4号）を交付する。

(承認の取消)

第9条 会長は、高体連マーク等の使用について、承認書の交付を受けた者が使用承認書の条件に反する場合は、当該承認を取り消すことができる。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、高体連マーク等の取扱について必要な事項は、会長が別に定める。

附則 この規程は、令和7年6月1日から施行する。

高体連マーク等の使用手続き分類表

1 使用許可が必要なマーク等

(1) 高体連マーク

全国高等学校総合体育大会開催基準要項第14項に定める高体連マーク

(2) 大会名称

ア 「令和7年度全国高等学校総合体育大会第75回全国高等学校スキー大会」

イ 「令和7年度全国高校総体冬季大会」、「令和7年度冬季インターハイ」

(3) 大会スローガン

令和7年度全国高等学校総合体育大会第75回全国高等学校スキー大会

開催地実行委員会（以下「委員会」という。）が定めたもの。

(4) 大会シンボルマーク

委員会が定めたもの。

2 使用基準

使用目的及び使用機関・団体等	許可手続	
1 次に掲げる機関・団体が大会及び体育・スポーツに関する広報・報道を目的として使用する場合 (1) 委員会 (2) 開催地長野県・新潟県・北海道高等学校体育連盟 (3) 開催地長野県・新潟県・北海道スポーツ協会 (4) 開催地長野県・新潟県・北海道関係競技団体 (5) 地方公共団体 (6) 報道機関 (7) その他、公的機関に準ずる機関で会長が認めるもの 2 関係機関・団体等が、無償で交付する記念品類及び資料に使用する場合 3 関係機関・団体が大会及び体育・スポーツへの理解及び普及を図るために使用する場合	不 要	
4 出版社等が、大会及び体育・スポーツの記録、歴史等の記載に使用する場合 5 販売に供される物品等に使用する場合 6 商業宣伝のための広告類等に使用する場合 7 その他、委員会が、大会の開催に寄与すると認めたものに使用する場合	必 要	5、6については、別途全国高体連に申請書（全国高体連HPからダウンロード）を提出し、その承認が必要

(様式1号)

令和 年 月 日

令和7年度全国高等学校総合体育大会
第75回全国高等学校スキー大会
(長野県・新潟県・北海道)実行委員会
会長 様

住 所
申請者 氏 名
代表者

印

高体連マーク等使用承認申請書

(高体連マーク・大会名称・スローガン・シンボルマーク)

高体連マーク等を下記により使用したいので、承認くださるよう申請いたします。

記

- 1 使用対象物件
- 2 使用目的
- 3 使用方法
- 4 使用期間
- 5 別添書類

※レイアウト、スケッチ、原稿等を添付すること。

(様式第2号)

開催地実行委員会文書番号

令和 年 月 日

様

令和7年度全国高等学校総合体育大会
第75回全国高等学校スキー大会
(長野県・新潟県・北海道) 実行委員会
会 長 印

高体連マーク等使用承認書

(高体連マーク・大会名称・スローガン・シンボルマーク)

令和 年 月 日付けで申請のあった高体連マーク等の使用については、下記の条件を付して承認します。

記

- 1 使用対象物件
- 2 使用目的
- 3 使用方法
- 4 使用期間
- 5 使用上の遵守事項
 - (1) 高体連マーク等の尊厳を傷つけるような使用をしてならない。
 - (2) 公序良俗に反して使用してはならない。
 - (3) 高体連マーク等取扱規程(以下「規程」という。)第6条の定めにより提出する商品等、見本となるものを使用してはならない。
 - (4) 高体連マーク等使用承認申請書に記載した事項に変更が生じたときは、規程第7条の定めにより、遅滞なく使用事項変更の承認を得なければならない。
 - (5) その他、規程に違反してはならない。

(様式第3号)

令和 年 月 日

令和7年度全国高等学校総合体育大会
第75回全国高等学校スキー大会
(長野県・新潟県・北海道)実行委員会
会長 様

住 所
申請者 氏 名
代表者 印

高体連マーク等使用事項変更承認申請書

(高体連マーク・大会名称・スローガン・シンボルマーク)

令和 年 月 日付け74全高スキー北実発第 号により承認された事項について、下記のとおり変更したいので、承認くださるよう申請いたします。

記

1 変更事項

2 変更理由

(様式第4号)

開催地実行委員会文章番号

令和 年 月 日

様

令和7年度全国高等学校総合体育大会
第75回全国高等学校スキー大会
(長野県・新潟県・北海道) 実行委員会
会 長 印

高体連マーク等使用事項変更承認書

(高体連マーク・大会名称・スローガン・シンボルマーク)

令和 年 月 日付けで申請のあった高体連マーク等使用事項の変更については、下記の条件を付して承認します。

記

- 1 高体連マーク等の尊厳を傷つけるような使用をしてならない。
- 2 公序良俗に反して使用してはならない。
- 3 高体連マーク等取扱規程(以下「規程」という。)第6条の定めにより提出する商品等、見本となるものを使用してはならない。
- 4 高体連マーク等使用承認申請書に記載した事項に変更が生じたときは、規程第7条の定めにより、遅滞なく使用事項変更の承認を得なければならない。
- 5 その他、規程に違反してはならない。